

第二章 火薬類に関する保安

第2 保安教育

- 1 製造業者又は販売業者は、保安教育計画を定め、大臣又は知事の認可を受けなければならない。(法第 29 条第 1 項、施行細則第 10 条)

【第 11 号様式：施行細則】火薬類保安教育認可申請書

【添付書類】保安教育計画（予定）書

- 2 消費者及び火薬類の運搬の業を営む者は、その従業者に火薬類による災害の発生の防止に必要な教育を施さなければならない。(法第 29 条第 6 項)

- 3 知事は、保安教育計画を定めるべき消費者として指定したときは、火薬類保安教育計画指定書をそのものに交付する。なお、指定を取り消したときは火薬類保安教育計画取消通知書をそのものに交付する。(法第 29 条第 4 項、施行細則第 11 条)

【第 12 号様式：施行細則】火薬類保安教育計画指定書

【第 13 号様式：施行細則】火薬類保安教育計画取消通知書